広陵町自治基本条例推進会議について

1 条例周知のためのこれまでの実績とこれからの予定(条例の周知を主目的に記載)

		周知方法	周知内容	対象人数	R3	R	4 R5 R6 I	R7 R	8
周	プッシュメディア	広報 「こうりょう」	条例の内容やまちづくり活動の事例紹介	35,000 + a	毎	·号連載 l3.4~	引き続き 毎号連載	条	
		概要版 パンフレット		35,000 + a	R3.7作成	団体や地域	域に説明時に持参	例	
知		小中学生向け パンフレット		1,000 児童・保護者	作历	ኒ ~	R 4以降 各小中学校へ出前講座	見直	次期
法		ホームページ	条例の概要	500	R3.4作成(逐	次更新・発信)		し	フェーズ
		関係団体への 出前講座		200	R3年度	中未実施	地域懇談会の実施	年	
		住民懇談会		200 中学校区	R3年度	中未実施	他の懇談会等に合わせ開催 地域担当職員+外部アドバイザー	次	

2 広陵町自治基本条例推進会議について・・・条例を具体に進めて行くための計画を策定

第1回 令和3年11月30日 開催 第2回 令和4年 5月28日 開催 第3回 令和4年 8月 6日(予定) 第4回 令和4年12月 or 1月(予定) ※今年度3回開催予定

令和4年度の主目的

- 1「(仮称)広陵町協働のまちづくり推進計画」の策定
- 2 「施策実施状況報告書(案)」の作成(毎年度更新)

計画に盛り込む内容について、テーマを決め「住民ワークショップ」を行う。

※9月·10月·11月 3回予定

(仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画について

3 (仮称)広陵町協働のまちづくり推進計画の概要

【趣旨】

- ・推進計画をつくり、自治基本条例の推進・具現化、進行管理を行う。
- ・計画期間:概ね4~5年程度の計画とし、必要な見直しを行い更新する。

【構成(案)】

章	見出し	条例を知り、それぞれのテーマを活用することで、住民がどうつながっ ていくか
1	計画の概要、推進にあたって	趣旨/取り組み方針/計画の体系/計画期間/進行管理体制/意見・評価の方法
2	重点施策・事業の取り組み	※ P 4・5のテーマ参照。 6項目について項目ごとに「現状と課題」「今後の取り組み方針・方向」を記載するとともに、「主な施策・事業・制度」を掲載する。
3	関連施策・事業の取り組み	2以外の施策・事業を一覧かして掲載
4	施策・事業の推進に向けて	自治基本条例推進会議による評価検証(推進会議⇔町の応答)/意見公募の仕組み
	資料編	自治基本条例/自治基本条例推進会議設置規則・委員名簿/地域担当職員の配置に関する規則/関係統計情報 等

【策定に当たって】

- ・上記を推進会議に諮りながら、今年度中に策定
- ・計画に盛り込む内容について、「住民ワークショップ」を開催(3回程度)
- ・職員研修を行い、資質の向上を図る。

(仮称) 施策実施状況報告書(案)について

4 施策実施状況報告書(案)の概要

【趣旨】

- ・推進計画に基づき、毎年度の実施状況をまとめ報告する。
- ・当報告書を基に取り組み状況の点検・評価を行い、推進する (PDCAサイクルによる進行管理)

【構成(案)】

- ・主な施策・事業の実施状況・内容を記載
- →「推進計画第2章」の6項目に該当するすべての取り組みを記載
- ・毎年度作成、積み上げにより、経年変化・進捗状況を明らかにする。
- 自治基本条例推進会議による評価検証(推進会議⇔町の応答)、パブリックコメントの結果を掲載
- ・関係統計情報(暦年変化・推移)を掲載する。

【作成に当たって】

- ・重要な施策・事業はシート化していく。
- (参考)→奈良市事業評価シート
- これをもとにフォーマットを作成予定
- ※広陵町行政評価シートと整合性を図る。
- ・作成することで職員に参画・協働を意識させる。



令和3年度	協働の原則に基づいた評価項目							0.60 24	知識を手の 評価			
事業評価	対等性	お高いによ下の関係ではなく、パートナーとして対策な関係を扱つことができましたか。										
8 4 3 2 1	相互理解	水面いの立場や機性を確認し事業したうえで、役割を明確にして取り組むことができましたか。										
	0.004	(行権) 協動相手の長所	を堪かし、女	機械手の自	生性を単葉す	ることができ	はこけず					
		(協機程序) 自分九多の	強みや異常	分野を思かり	こて取り値む	ことができ	おしたか。					
	826	(行政) 協奏権手の数	立化を進	められまし	fit.							
h 2 6 9 6	m 2.00	(論義祖子) 行政に依存	することなく	、自分をも	の力で取り値	むことができ	神になか。	/				
n 4 7 6	目的共有	協義相手と目的を共有することができましたか。										
7. A	祖王被宪	お互いの特性を確求が	C4 100+ 00-		746.0							
D R	公開	協議事業の申請経過や信仰について、それぞれがわかりやすく情報発信することができましたか。										
	相互食事	福富安華 最後を乗して「内に押り」「内に変も」「内に変わる」という使用や事業を持つことができましたが、										
	期限数定 事業の連ば目標を明確にし、適切な期間を定めて取り続かことができましたか。											
			Pi	44				0	0			
		総合点 0				総合評価						
	作政・協動将手の評価点を会計して実出 (※協動将手の評価が来収入の場合は行政の				A評価	日本書	OPM	報報	E 29 (6)			
	60 62E		(4.0 m)		90~76	75~61	60~46	45~32	31~18			
	行政の■見					19	機様手の意	姨	D PM E PM 45~32 31~18			
協働によって 得られた効果												
協働することで 見えた課題や協 機械手に対して 求めることなど												

(参考) 奈良市 事業評価シート (協働事業)

自治基本条例と関連例規との関係性 1

5-1 (仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画に盛り込む内容(案)

町民

- ・・・条例を推進するために、下記のうちどのテーマを重点に置くか、そして「協働のまちづくり」の推進には、 町としてどう進めるかを推進会議で議論する必要があります。
- → 重点テーマを住民ワークショップのテーマとしたいと考えます。

No	テーマ	条例を知り、それぞれのテーマを活用することで、町民がど うつながっていくか	具体例
1	周知・啓発 研修機会	自治基本条例を周知しながら、住民に学んでもらうきっかけにすることで、 <u>自治基本条例を活用してもらうことができる</u> 。	地域での懇談会
2	情報公開・共有	行政情報(町財政・補助金・事業など)を知ることで、 <u>連携したり、</u> <u>地域課題の解決方法などを考えたりすることができる</u> 。	コミュニティカルテ・イベン ト情報
3	参画制度	計画案の段階から参加することで、 <u>プロセスや経緯を知る</u> ことができ、 その事業に対して <u>理解・把握ができる</u> 。	委員会等会議への参画、ワー クショップへの参加
4	協働制度	それぞれの得意な分野を持ち寄り、1+1=2ではなく3にも4にも なることで、 <u>自立した地域や団体となることができる</u> 。	児童への学習支援、地域の祭 り
5	活動支援 (人的・資金・拠点等)	補助金や既存の施設(公民館、集会所、図書館など)を有効活用する ことで、これまでできなかった <u>事業やイベントを行うことができる</u> 。	清掃するための草刈り機の購入、AEDの提供・公民館で 子ども食堂の開催
6	住民自治	地域や住民が主体的に地域課題を考え、行動することで課題を解決することができる。	区・自治会活動(祭り・高齢 者見守り)、家の前の落ち葉 の清掃など



推進会議で議論していただく

自治基本条例と関連例規との関係性 2

5-2 (仮称) 広陵町協働のまちづくり推進計画に盛り込む内容(案)

行政

- ・・・条例を推進するために、下記のうちどのテーマを重点に置くか、そして「協働のまちづくり」の推進には、 町としてどう進めるかを推進会議で議論する必要があります。
- → 重点テーマを住民ワークショップのテーマとしたいと考えます。

No	テーマ	自治基本条例第〇条 (特に関係する条文)	関連例規(条例や規則など)	今後について (町の想定)
1	周知・啓発 研修機会	5 · 6	なし	職員及び町民に研修の機会を 設ける
2	情報公開・共有	9	広陵町情報公開条例	町全体で行政情報を広報紙や 町HP等で開示していく
3	参画制度	11 · 12 · 31	なし(それぞれでパブリックコメント・アンケー ト・ワークショップ等を実施)	左記の手続を例規で整備して いく
4	協働制度	13~18	広陵町まちづくり協議会の認定等に関する規 則	町の事業で地域にできること はないか洗い出していく
5	活動支援 (人的・資金・拠点 等)	14~20	・広陵町地域担当職員の配置に関する規則 ・各種補助制度 広陵町協働のまちづくり提案事業補助金・広陵町ま ちづくり活動チャレンジ提案事業補助金・広陵町ま ちづくり協議会運営補助金 など ・広陵町公民館条例・広陵町立集会所条例・ 広陵町立図書館条例	地域担当職員制度のあり方、 各種補助制度、地域拠点のあ り方について見直していく
6	住民自治	13~18	4・5に記載する各種例規	住民自治活動を行う団体等を 支援する

